

令和8年度 災害対策特別委員会 運営方針（案）

1 調査の目的

大規模災害時の在宅避難における生活継続及び避難所との連携に関する諸問題について、総合的に調査し対策を検討する。

2 調査のテーマ及びその内容

（テーマ）大規模災害（地震）時の在宅避難者への支援の在り方（避難所との連携等を含む。）

（内 容）

内閣府の最新ガイドライン及び東京都の避難者生活支援指針においては、「場所への支援」から「人への支援」への考え方の転換が求められており、市区町村において地域防災計画や災害時対応体制の構築・見直し、発災時の対応の効率化・円滑化等、避難所の運営・管理体制の充実・強化に取り組むことが求められているところである。また、東京においても、これまでの避難所改革に加え、住宅避難や被災地外への避難を新たな柱として位置付け、すべての避難者がどのような場所で避難生活を送る場合であっても、必要な支援を確実に届けられるよう、令和8年3月に「東京都避難者生活支援指針」を策定したところである。

現在、区では、令和4年度に作成した「墨田区地震ガイドブック」を令和8年4月に改訂し、地震の仕組みや家庭での備えなどを紹介するとともに、災害時に備えるための区の制度の紹介や被災後の支援を取りまとめ、区ウェブサイトで周知等を行っている。

木造密集地域・高齢化・マンション急増という本区固有の地域構造を踏まえ、在宅避難を実効性のあるものとするためには、具体的なリスクを直視しなければならない。よって本委員会では、従来の災害対策を一步進め、本区が抱える課題として、火災対策、在宅避難者支援、避難所との連携体制の構築等に重点を置いて調査・検討を行い、区長に対して必要な提言を行う。

3 調査期間及びスケジュール

- | | |
|-------|--|
| 6月中旬 | ・特別委員会運営方針（本書）を決定 |
| 7月中旬 | ・本区における在宅避難者への支援や避難所との連携の現状について、理事者から説明を聴取し、質疑等を実施 |
| 7月下旬 | ・在宅避難者への支援や避難所との連携について先進自治体への行政調査 |
| 8月下旬 | ・在宅避難者支援等についての研修会を実施 |
| 11月中旬 | ・これまでの調査・検討内容等の整理及び政策提言の方法等について協議 |
| ↓ | ・政策提言の取りまとめ |
| 1月下旬 | ・区長等に対する政策提言を実施 |
| 3月下旬 | ・特別委員会活動報告を作成 |

4 調査の手法等

項 目		実施予定	
先進自治体等への行政調査		○	
議会基本 条例関連	13条	委員間討議	○
		議事堂以外での委員会開会	
		区民等との意見交換会等	
	14条	条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施	○
	19条	公聴会及び参考人制度の活用	
		学識経験者等による専門的事項に関わる調査	
		議会のパブリック・コメント	
22条	委員会における研修会	○	

《概要》

1 先進自治体等への行政調査

在宅避難者への支援等に関する先進自治体の取組について、行政調査（視察）を実施する。

【視察先（例）】

- ・滋賀県長浜市 個別避難計画等の取組について
- ・兵庫県神戸市 LINEを活用した避難した住民の安否確認の実証実験及び救援物資宅配について
- ・静岡県静岡市 高層マンションが混在する市街地における在宅避難者の孤立防止と、管理組合を活用した物資配送・安否確認体制の取組（しずおかマンション防災ガイドブック）及び高齢者・持病を持つ人への薬・電源・衛生用品の連携・供給体制の取組について
- ・大分県別府市 地域の自主防災組織と福祉専門職が協働して個別避難計画を作る「別府モデル」について
- ・宮城県仙台市 防災環境都市の取組について
- ・東京都三鷹市 在宅避難者の支援拠点「災害時在宅生活支援施設」の取組について

2 委員間討議

委員会においては積極的な委員間討議を行うとともに、政策提言の取りまとめに当たっては勉強会を開催するなどして、委員会としての合意形成に努めていく。

3 条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施

本委員会の調査・検討結果を区政へと反映するため、委員会として政策提言を実施する。政策提言の方法等については、調査・検討内容等を踏まえて、委員会において協議し決定する。

4 委員会における研修会

在宅避難者支援等について見識を深めるとともに、本区の実態を把握するため、有識者等を講師に招き、研修会を開催する。

※ 本運営方針に記載の内容は予定であり、やむを得ず変更することがあります。